

令和元年 5 月

世田谷区における納税通知書、納付書、課税・納税

証明書等の年度表示（元号表示）について

世田谷区

令和元年 5 月 1 日より元号が改正されましたが、世田谷区では令和元年度分の納税通知書、納付書、課税・納税証明書等の年度表示を「平成 31 年度」と表示し、通知・交付しています。

この度の元号改正に伴い、国から改元日（5 月 1 日）以降に作成する文書及び会計年度については原則として新元号である「令和」を使用するよう示されていますが、併せて「平成」と表記することがやむを得ない場合は旧元号での表示も有効である旨認められています。

参考：平成 31 年 4 月 1 日 新元号への円滑な移行に向けた関係省庁連絡会議申合せ「改元に伴う元号による年表示の取扱いについて」（抜粋）

2 の（2）改元日以降に作成する文書

各府省が作成する文書において、元号を用いて改元日以降の年を表示する場合には、「令和」（「令和」を意味する記号を含む。以下同じ。）で表示するものとする。やむを得ず申請、届出等（以下「申請等」という。）又は処分の通知等（以下「通知等」という。）の様式に「平成」の表示が残る場合であっても、当該表示は有効なものであるが、混乱を避けるため、必要に応じ、例えば、次に掲げる対応を行うものとする。

（対応例）

・文書や画面の表記が「平成」のままでも有効である旨の注意書きの挿入や表示、**書面の交付**

- ※ 当文書は「平成」表示が法的に有効であることを説明する書面として作成したものです。
- ※ 世田谷区においては、システム運用の都合により、令和元年度分の住民税・軽自動車税の納税通知や課税・納税証明書等はすべて「平成 31 年度」と表示します。また、令和 2 年度以降においても、平成 31 年度分の税額については、相当年度の表記を「平成 31 年度相当分」と表示して通知します。

裏面があります

◆お問い合わせ先

軽自動車税の納税通知書等に関すること 課税課 管理係 電話 5432-2163
 特別区民税・都民税の納税通知書等に関すること

係	課税第1係 電話 5432-2169	課税第2係 電話 5432-2174	課税第3係 電話 5432-2184
担当地域 (五十音順)	【世田谷地域】	【北沢・砧地域】	【玉川・烏山地域】
	池尻(1~3丁目、4丁目1~32番)、 上馬、経堂、駒沢(1~2丁目)、 桜、桜丘、三軒茶屋、下馬、 世田谷、太子堂、弦巻、 野沢、三宿、宮坂、若林	赤堤、池尻(4丁目33~39番)、 宇奈根、梅丘、大蔵、大原、 岡本、鎌田、北沢、喜多見、 砧、砧公園、豪徳寺、桜上水、 成城、祖師谷、代沢、代田、 千歳台、羽根木、船橋、松原	奥沢、尾山台、粕谷、上北沢、 上祖師谷、上野毛、上用賀、 北烏山、給田、駒沢(3~5丁目)、 駒沢公園、桜新町、新町、 瀬田、玉川、玉川台、玉川田 園調布、玉堤、等々力、中町、 野毛、八幡山、東玉川、深沢、 南烏山、用賀
課税課 F A X 5432-3037			

課税・納税証明書に関すること 納税課 収納・税証明係 電話 5432-2197
 FAX 5432-3012

受付時間：土曜・日曜・祝日及び年末年始を除く平日 8：30～17：00